

福井県文書館 開館記念講演

江戸幕府の地域把握について 徳川将軍発給の領知判物・朱印状

藤井 讓治*

はじめに

1. 領知判物・領知朱印状
2. 領知判物・領知朱印状発給の手順
3. 将軍代替わり以外に発給された領知朱印状

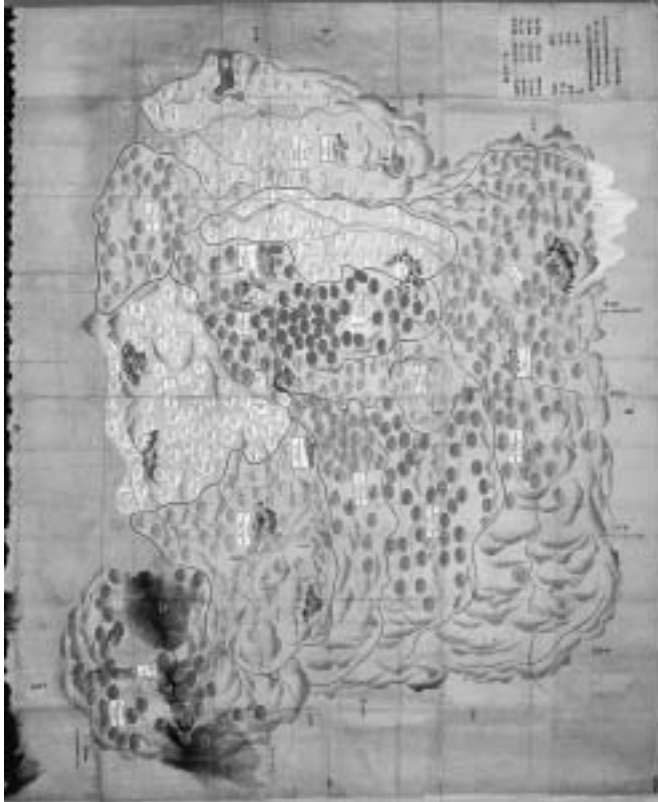
おわりに

はじめに

京都大学の藤井です。本日は「江戸幕府の地域把握について」というテーマでお話をさせていただきます。最近市町村合併がたいへん話題になっており、現実に進んでいます。また府県レベルで申しますと、道州制といったことがいろいろ俎上に上っています。それぞれの時代において地域をどのように把握するかは、その社会あるいはその政治を考える上で、たいへん重要な事柄だと私は思っています。本日は、江戸時代の中央政権である江戸幕府が、日本全土、日本という国をどのように把握していたのかについて話させていただこうと思います。

江戸幕府が成立するのは1603年、慶長8年のことです。その江戸幕府が中央政権として発足して以降、地域をどのようにつかまえたのかといいますと、その捉え方には大きく分けて2つの方法がありました。1つは皆さんもよくご存じだと思いますが、将軍が大名あるいは旗本に領地や知行を与える、そして残りの土地を幕府の領地とすることで、日本全土を覆い、百姓あるいは町人を含めた支配を行うというものです。これが1つ目の方法です。本日は、この話を少し詳しくしてみたいと思っていますが、もう1つの方法は、越前の国だとか若狭の国といった、江戸時代以前、律令制以来使われてきた国を単位として把握する方法です。江戸幕府の場合は国絵図および国郷帳というものを作成しまして、それをもって全土を見渡す、あるいは捉えるという方法です。先に申しましたように、本日はその前者の方の話をしようと思っていますが、まず、最初に後者の国絵図あるいは郷帳というものについて若干お話をさせていただきます。その上で領知判物・領知朱印状の話に入りたいと思います。

* 京都大学大学院教授、福井県文書館記録資料アドバイザー



スライド1 慶長の越前国絵図
(「松平文庫」松平宗紀氏所蔵 福井県立図書館保管)

その村の石高が書き込まれています。そのほかに、城下とか町場については四角く囲んであります。あまりよくわかりませんが、ここはたぶん府中だと思います。武生がここにあるということになります。さらに、これは郡境の線、それから川、また道筋も描かれています。

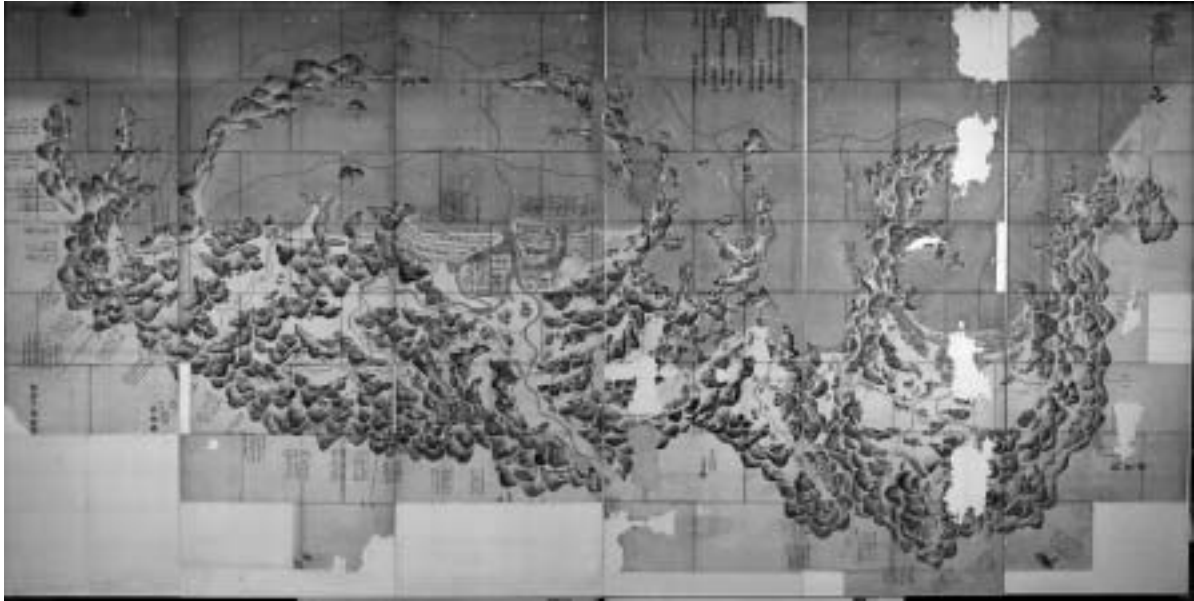
この絵図(スライド1)は慶長10年(1605)頃のものとして推定されている越前一国を描いた図です。ちょっと見ただけでははっきりしませんが、福井県史の資料編の中に「絵図・地図」編(資料編16上)という編がありまして、その中に入っているものとほぼ同じものです。県史の図は随分うまく印刷されていますので、文字も十分に読めます。今日はその個々の文字を問題にするつもりはありませんので、だいたいどういうものかということをおの人にわかっていただければよいと思います。場所から言いますと、画面一番下の隅にあるのは敦賀郡です。北の方の真ん中のところに、ちょっとぼやけていますが、お城のあるところが足羽郡ということになります。全体で色がいくつかに分かれていますが、これが1つの郡を表しています。それぞれの郡に、村の名前と



スライド2 慶長国絵図部分(福井城下周辺)

て、その左側に石高が書いてあります。この赤い線が道路、道をあらわしています。まあ、こういう

これは同じ図の福井城下の部分(スライド2)でして、ここが北庄。まだこの絵図ができた慶長10年頃の段階では福井という地名はありませんので、北庄と呼ばれています。お城の様子が割と具体的に描かれているというのがこの絵図の1つの特徴です。ここに、こちら側に向けて「北庄」と書いてあります。「高千四百四拾式石七斗壱升壱合」というふうに、北庄の石高が書かれています。北庄の町場はこういうふうに白い枠組みで描いてある。石場もここが町場だということで四角で描いてあります。また、上の方に「木田村上下」と書いてあっ



スライド3 正保2年(1645)の若狭国絵図(「酒井家文庫」小浜市立図書館所蔵)

形で表示されています。

若狭の方もついでに見ておきたいと思います。この図(スライド3)は正保2年(1645)、慶長期からは少し遅れ、17世紀の半ばに作成されたものです。この絵図は現在全国に残っている国絵図の中でも少し特異なものです。国絵図というと当然1つの国を描いたものですが、この絵図はどういうわけか、越前の敦賀郡と一緒に描かれています。ここの部分がその敦賀郡です。そして、ここが三方・遠敷・大飯というふうに若狭3郡が描かれています。この少し特徴のある図ですが、ほぼ1寸を1里という縮尺で描いています。しかし、現在の地図のように厳密に1寸1里で描かれているわけではなく、だいたいそのぐらいで描かれていると考えてください。実物は、いま映っている画面の倍ぐらいの大きさがあります。先程の越前の国絵図も相当大きい。この図よりもふたまわりぐらい大きな図です。



スライド4 若狭国絵図部分(小浜城周辺)

この画面(スライド4)は先程の若狭の国絵図の中の小浜の城下部分を示したものです。ここに小浜城下、そして古い町場があって侍町が描かれています。描き方としては、その上の方にピンク色の円がありますが、ここに村名と村高とが書かれています。そ

して道筋が示されています。海路についてもこのように示されているという図です。

こういうものを国絵図と申しますが、これらの国絵図の目的を江戸時代を通して考えてみたいと思います。厳密に言えばいろいろ細かなことを断らなければならないのですが、大まかに申しますと、慶長期、家康が諸大名に命じて作成した絵図が最初の国絵図とっていいと思います。先の越前の国絵図がその1つです。その次が、家光の時代に作られた正保の国絵図といわれる絵図です。先の若狭の国絵図がその1つです。越前ものは伝来しておりません。それから、綱吉の頃の元禄年間(1688～1704)に元禄の国絵図というものが作られ、そして19世紀に入って、天保年間(1830～1844)にもう1度国絵図が作られます。

このように、江戸時代、日本全国を国単位(ここでいう国というのは、越前国とか若狭国とかいったもの)に絵図が作られたのは、おおよそ4度あると考えていただけたらいいかと思います。それぞれの絵図が作られた目的は必ずしも同じではありません。慶長の国絵図の目的と、正保の国絵図の目的ではやはり違いますし、元禄とも違う。例えば、正保の国絵図は、よく見るといろんな細かな記事が書いてある。何が書いてあるかという、例えば、小浜の湊はどんな船が出入りできるのかとか、岩場があるのかとか、どこまで何里あるかというふうに、かなり詳細に書いてあります。一般的に正保の国絵図は軍事目的をもった絵図だといわれています。ちょうど寛永の半ばに鎖国がなされるわけですが、そのあとの外国との緊張というものが、そうした状況下でこの絵図が作成されたのです。これだけではないのですが、そうした契機がありました。

それに対して、元禄の国絵図というのは、むしろ国と国の境でしばしば争論が起こる、そこで、国境争論を解決するという、そうした目的のために作られたと考えられています。

国絵図には領主の名前は書かれていません。これも1つの特徴です。誰が領主であったかということとは地図上には示されていないのです。これは同じ元禄に作られた国郷帳についてもいえます。国郷帳はそれぞれの郡ごとに村とその高を書き上げたものですが、それについても基本的には領主名が書かれていない。すなわち、この村は誰が支配する村なのかということは、幕府の国絵図・国郷帳を作る時の目的には直接的には入っていなかったということになります。こうした点で、この絵図の性格は、将軍が大名あるいは旗本に領知を宛行い、それを絵図の上で確認するというような性格のものではなかった、ということをおとまず押さえておいていただき、それを前提に今日の本題に入りたいと思います。

1. 領知判物・領知朱印状

レジュメで申しますと、1の領知判物・領知朱印状に話を進めます。最初に、領知判物あるいは領知朱印状というものがどういうものなのかを閲覧に入れようと思います。本来なら福井県域で越前福井の松平氏、あるいは若狭の酒井氏に対しての領知朱印状の原本が残っていると一番いいのですが、残念ながら原本はありません。そこで、よそにあるものを2点、まず見ていただきます。



スライド5 寛永11年(1634)の立花宗茂宛の徳川家光領知判物
(「立花文庫」御花史料館蔵 柳川古文書館保管)

これ(スライド5)は、古文書学上は、領知判物というように名付けられているものです。判物というのは、このように据えられた花押があるものをいいます。これは3代將軍徳川家光の花押です。だから3代將軍家光が、宛名に「柳川侍從殿(筑後柳川の大名家立花宗茂)」と書いてありますが、彼に与えた領知判物ということになります。大きさはだいたい、縦が45センチぐらい、横が60センチぐらいで、大高檀紙という紙に書かれたものです。たいへん大きい大型

の紙で、扱いも悪いといえは悪い。ですが1つの権威の象徴のようなものです。最初に「筑後国山門郡五万七千三百七拾壺石五斗」というように、まず筑後国の国名が書かれておりまして、その次に郡名が書かれ、そしてその次に高(その郡の中の高)が書いてあります。少し細かな話になりますが、原則を申しますと、「山門郡五万七千三百七拾壺石五斗」と書いてある場合は、これは山門郡全体が柳川氏に宛行われたということを示しています。そうでない場合はどう書いてあるかといいますと、その次のところに「三池郡之内」というように「之内」という言葉が入っていますが、この場合は「三池郡の一部ですよ」ということを示しています。だから三池郡の内2万7518石5斗余ということになります。そして、このように筑後国の郡々の名前がそこに書かれておりまして、一番最後に「都合拾万九千六百四拾七石余[目録在別紙]事、如前々全可令領知之状、如件」とあります。以前からの領知を認めたのがこの領知判物というものです。



スライド6 寛文4年(1664)の津軽信政宛の徳川家綱領知朱印状
(国文学研究資料館史料館所蔵)

次のスライド(スライド6)は領知朱印状です。これは寛文4年(1664)に4代將軍の家綱が出したもので、朱印も徳川家綱の朱印です。この印には家綱という名前が読めるような形で書かれていますが、家綱が津軽越中守(陸奥国津軽の大名)に領知を安堵した時のものです。これも同じ原理で、「陸奥国」という国名が書いてあり、「津軽郡四万五千石」、そしてもう1つの地域があって「上野国勢多郡之内貳千石」、「勢多郡之内」と書かれた場合は一部ですよという

ことです。その合計が「都合四万七千石」ということになります。それをいく人かの一族に分け与えることが書かれているのですが、そこは省略をします。その後には年月日があり、その下に家綱の朱印が押され、宛名が書かれています。先程の立花氏宛のものには花押が据えられて宛名があり、両者に

は違いがみられますが、江戸時代、歴代の将軍は、10万石以上の大名には花押を据えた文書を、10万石未満の大名には朱印状をもって領知を宛行うのが原則でした。だからここに何が押されているか、花押が据えられているのか、朱印が押されているのかによって大名の格式というものが、目に見える形で示されるわけです。文書の大きさは、大きい大名も小さい大名も同じです。これは、小さい大名には小さい文書を出せばいいのではないかというふうに思われるかもしれませんが、そうではなく、出す主体の権威を示すというか、位置を示すために同じ形式の同じ大きさの文書を使っています。料紙と普通に言いますが、紙がそのように使われているわけです。

あとで関わることなのでもう少し形式的なことと申しますと、これは領知朱印状ですが、宛名の位置を見ますと「津軽越中守とのへ」と書いてある。普通なら私たちは人の名前を宛名に書く時には上の方に書くものですが、当時、宛名の高い低いというのは、その人達の社会的な関係を表現しており、徳川将軍と大名の関係はこういったものとして表現されています。細かく申しますと、この「とのへ」という部分がありますが、これも楷書体に近く書くほど高い身分の人に宛てたものとなります。行書体だと1ランク下。このように平仮名に近い表現になりますとこれは最も低い地位の人。最も低いといっても大名ですから、そんなに社会的に下位にあるというわけではありませんが、将軍との関係でいうと、低い地位にある、とういことで平仮名で「とのへ」と書かれています。

次にこうした領知判物や領知朱印状について、今、私は2つの事例を示しましたけれども、一般的には、例えば将軍が大名に領知を宛行った時に将軍から大名に与えられるものだというように考えるのがごく常識的だと思いますが、実は江戸幕府についてはそうではありません。実際に知行を宛行った時には、必ずしも領知宛行状は出されていない。では、いつ出されるのかということが次に問題になります。そのことを説明するためにもう少し見ておきたいことがあります。福井県の事例を先に2つ紹介したいと思います。



スライド7 寛文4年の小浜藩2代酒井忠直宛の徳川家綱領知判物写
 (「酒井家文庫」小浜市立図書館所蔵)

これ(スライド7)は、現在は小浜市立図書館に所蔵されている酒井家文書の中にあるものです。先程の領知判物と同じものですが、現物ではなく写しです。寛文4年4月5日、先程の津軽家に宛てたのと同じ日付の文書ですが、こういうものが写しではありますが残されています。ここに据えられたのは4代将軍家綱の花押です。先程と同じように見ていきますと、「若狭国一円八万五千四百六拾石余」、これは若狭一国を酒井氏が領しているということで、郡名は一切入っておりません。次に「越前国敦

賀郡貳万千九拾六石余」、この時代敦賀郡は全郡が小浜藩領であったために、これも「之内」という表現はありません。もう1つの所領、「近江国高嶋郡之内七千壱石余」というのがありますが、これは高嶋郡全郡ではないからこういう表現になっています。下野国、安房国というのがそれぞれ「何々郡之内」というふうに表記されて、合計が「都合貳万三千五百五拾八石余」と記されています。この中に、先程もありましたが「目録在別紙」というように書かれている記載があります。それでは、その目録というものはどんなものなのか、その事例を1つあげておきます。

これ(スライド8)は、宝暦11年(1761)に松平重富に宛てられた福井藩の所領を書き上げたものです。最初に「目録」とある。これが領知判物に「目録在別紙」とある「別紙」に相当するものですが、「越前国足羽郡之内百五拾九箇村」として、福井庄町・石場町・石場畑方・木田町・松本町というように村・町・浦の名がずっと書き上げてあります。この目録の最後のところに「都合三拾万石」と書いてありますが、これがこの当時の福井藩の領知高です。ほかに「三千七百貳拾六石八斗四升六合三勺」とみえますが、これは新田改めによって出た分であることを書き添えたものです。そしてそのあとに「右今度被差上郡村之帳面相改、及上聞所被成下御判也、此儀兩人奉行依被仰付執達如件」と書いてあります。これは、この度提出された郡村の帳面、郷村高辻帳と普通呼ばれている帳面ですが、その



帳面は大名が自ら作成する帳面で、村高と村名が書き上げられたものです。それを幕府の方で改めて、将軍の上聞に及び(将軍の耳に入れ)将軍の許可のもとに御判を下されることになりました、此儀(このこと)を兩人の奉行、戸田采女と松平和泉守の2人に命じられたので伝えます、との意です。ここでの特徴は、見ていただいた通り、「目録」とあって、国名があり、そして村数、村名が書いてあります。しかし村



スライド8 宝暦11年(1761)の福井藩主松平重富宛の領知目録
(「越葵文庫」松平宗紀氏蔵 福井市立郷土歴史博物館保管)

の高はそこに書かれてはいません。村の高はこの目録には示さないというのが、大きな特徴です。各村がどれだけの高を持つかというのは、大名が提出した郷村高辻帳にのみ記されている、そういう特徴があるわけです。福井藩の領知は貞享3年(1686)の半知を経て、享保5年(1720)からは30万石になりますが、以前と比較して郡によって村数が増えることがあります。それは従来の郷村高辻帳にはなかった新村、あるいは名前を変えた村、そういったものがそれぞれの段階で書き加えられていきます。ただし高は全体として30万石を越えることはありません。

以上で一応、将軍が発給する領知判物・領知朱印状、それに付随する領知目録とはこういうものだとわかっていただけたと思うのですが、今日はこの部屋の一番後ろの台に、享保9年(1724)の越前福井藩の領知目録の複製が置かれていますので、お帰りになる時にご覧になっていただきたいと思いません。なかなか立派な物で、現物はいま越葵文庫に収蔵されています。

話を元に戻しますが、江戸幕府ができる以前、慶長5年(1600)は、関ヶ原の戦いがあった年だということをご存じだと思いますが、その年に、例えば、結城秀康が越前一国を家康から拝領したと普通は言われています。このこと自体は間違っているわけではないのですが、まだ家康はその時は将軍ではありません。将軍ではない人が領知を割り当てる権限を持っていたこと、これも1つ記憶に留めておいていただけるといいかと思えます。その慶長5年に、例えば安芸・備後の国が福島正則に与えられ、肥後国は加藤清正に与えられました。このことはよく知られていることです。しかし、この時家康はこれらの人に領知朱印状なり領知判物を出したかということは一切出していません。出せなかったといった方がよいかとも思えます。その背景の1つには、関ヶ原の合戦は一般に豊臣と徳川の戦いと思われがちですが、この戦いは、形式の上では、豊臣政権下の2つの勢力がぶつかり合って、東軍が勝ち、その東軍を指揮したのが家康である、という建前なので、豊臣政権そのものは否定されていません。しかし、領知宛行いのあり方などを見ると、実質的には家康がそれを掌握していたことは明らかです。こういう実質と形式の間にずれが起こっている時期を経て、慶長8年(1603)、関ヶ原の3年後に家康は、征夷大將軍に任じられ、

江戸幕府を開きます。そこで実質的にも形式的にも一国を治める権力・政権に成長したわけです。であれば、家康が領知目録や領知判物を大名に出してもいいはずなのですが、この段階でもなお出されていないというのがこの時期の大きな特徴です。

では、いつから将軍が大名に領知判物や領知朱印状を出したのかということを確認するために表1を見ていただきたい。少し字が小

表1 将軍宣下と印知

代	将軍名	宣下の年月日	印知の年月日	両者間の年数
1	家康	1603(慶長8). 2. 12	—	—
2	秀忠	1605(慶長10). 4. 16	1617(元和3)	12
3	家光	1623(元和9). 7. 27	1634(寛永11). 8.	11
4	家綱	1651(慶安4). 8. 18	1664(寛文4). 4. 5	13
5	綱吉	1680(延宝8). 8. 23	1684(貞享1). 9. 21	4
6	家宣	1709(宝永6). 5. 1	1712(正徳2). 4. 11	3
7	家継	1713(正徳3). 4. 2	—	—
8	吉宗	1716(享保1). 8. 13	1717(享保2). 8. 11	1
9	家重	1745(延享2). 11. 2	1746(延享3). 11. 11	1
10	家治	1760(宝暦10). 9. 2	1761(宝暦11). 10. 21	1
11	家斉	1787(天明7). 4. 15	1788(天明8). 3. 5	1.5
12	家慶	1837(天保8). 9. 2	1839(天保10). 3. 5	1.5
13	家定	1853(嘉永6). 10. 23	1855(安政2). 3. 5	1.5
14	家茂	1858(安政5). 12. 1	1860(安政7). 3. 5	1.5
15	慶喜	1866(慶応2). 12. 5	—	—

さくて申し訳ありませんが、「將軍宣下と印知」と書いてあります。「將軍宣下」は天皇から將軍宣下を受けた日時を示し、「印知」は大名等に対して領知を安堵する領知判物や朱印状を出した日時を示しています。最初の家康ですが、慶長8年の2月12日に將軍になりますが、大名への領知宛行状はごく少数の例を除いて出しておりません。その次の2代目秀忠ですが、この人は家康が將軍になった2年後の慶長10年に將軍宣下を受けて2代將軍になります。ところが、この人も慶長期には領知宛行状を大名に対しては出しておりません。いつ出すか。元和3年(1617)です。元和3年というのは家康が亡くなった翌年です。前年の元和2年の4月17日に家康が亡くなりますが、その1年後に初めて大名に領知宛行状を発給しています。將軍になって12年後に、しかも家康という存在がなくなって初めてこれが出せた、ということになります。

3代の將軍家光についても見ますと、彼は元和9年(1623)の7月27日に將軍になりますが、実際に大名に領知判物や朱印状を出したのは寛永11年(1634)8月のことです。將軍になって11年目、秀忠が亡くなって3年後ということになります。このことからわかることは、將軍になったからといって大名に対してその領知を宛行うあるいは安堵する権限を手にしえなかったということです。その権限の掌握は、その人自身が政治的にも実力をつけた第一人者である、武家の棟梁としての第一人者としての地位にたどり着いた時に初めて持ち得たといえます。この点がたいへん重要なことだと思います。

このように領知朱印状は天下人の地位に立ったものが出すことができたのですが、後年には將軍が出すといっても不都合ではない状況が生まれます。4代の家綱は、10歳で將軍になります(慶安4年、1651年8月18日)が、それから13年後ようやく大名に領知宛行状を出すことができました。この場合も將軍として出したというより、ある程度成人して一人前になってようやくそれが可能となったとみることができます。それに対して、綱吉は若干の年限がありますが、それ以降の將軍は將軍宣下を受けると1年か2年の間に必ず領知判物・領知朱印状を出すようになり、領知朱印状の発給は、もはや將軍就任と連動し、形式化しています。それは將軍が領知判物・朱印状を発給するものだと思われ、観念されていく中で起こったことだと思います。

2. 領知判物・領知朱印状発給の手順

2の「領知判物・領知朱印状発給の手順」に入りたいと思います。領知判物あるいは領知朱印状がどのような手順で出されるのかについて話をいたします。先程申しましたように、大名や旗本が領知を將軍からもらった時に領知判物あるいは領知朱印状が出されるというのであればとてもわかりやすいのですが、そうではなく、將軍の代が代わった時に領知判物や領知朱印状が出されています。豊臣秀吉の段階ではそうではなく、多くの場合、領知が替えられたり、新しく領知を与えられたりすると、秀吉は領知宛行状を出しました。それに対して家康はそういうことができなかつた。これが豊臣政権と徳川政権のひとつの大きな違いだと思います。

では、代替わりごとに將軍が領知判物・領知朱印状を出すとき、その手順はどのようなものであったかですが、レジユメに順序を追って書いておきましたので、それを見ながら聞いていただきたいと思います。

まず、將軍が朱印改めを行うということを決定しますと、2人か3人の朱印改奉行が任命されます。

任命されるのは、奏者番といわれる、幕府の役職でいうと老中・若年寄のその次ぐらいのランクにいる人たちです。奏者番というのは定数がありませんので、多い時には20人を越える譜代大名がその職に就いており、その中から2人ないし3人が朱印改奉行に任じられます。そうすると、この朱印改奉行から各大名に対し、朱印改めを行うのでこれまでもってきた朱印状および領知目録の現物とその写、さらに先程述べた自らの領知の高辻帳、郷村高辻帳というものを提出するようにとの命令が出ます。そこで、命令をうけた大名達はすぐさま郷村高辻帳を作成し、これまでの朱印状あるいは判物にその写しを添えて朱印改奉行の所に提出いたします。そうすると朱印改奉行は、その朱印状あるいは判物が現物であるかを改め、それを大名に戻します。そして、その上で將軍の領知判物あるいは領知朱印状が作成され、その朱印改奉行によって領知目録が作成されます。それから、大名達を呼び出して、これも1つでないので面倒なのですが、將軍の面前で渡す、あるいは老中、あるいは朱印改奉行から渡すという、格式によって少しずつ差をつけて渡されます。もう1つ重要なことは、寛文4年の朱印改めを例にとると、家綱が大名に対して出した朱印状の日付は、すべて寛文4年4月5日である点です。すべての大名についてそうである。しかし実際に渡されたのはいつかということ、この日ではなく、7月の半ばから8月の半ばまで、10人とか15人ずつに分けて出されています。だから文書が渡される日と文書に書かれている日は必ずしも一致していないのです。こうした点も注意していただいた方がいいかと思います。ともかくこういう形で朱印改めというものが行われるということです。

ここで、少し話が横にそれるかもしれませんが、郷村高辻帳の石高について少しだけ話をしたいと思います。中世にも何石という表現はあるわけですが、田や畑の大きさを示すために、中世では、1反、2反というふうに普通は面積で表現しました。それに対して近世になりますと、皆さんご存じのように、何々村何石というように、米の取れる量(正確には生産高ではありませんが)をもって表現するようになります。その根本にあるのが検地です。近世社会において、この検地による石高、石盛といいますが、この決定というのはたいへん大きな意味をもっています。よくご存じのことと思いますが、豊臣秀吉が全国的に行ったものを太閤検地と呼んでいます。越前国で申しますと、慶長3年(1598)の太閤検地によって決められた村高あるいは田畑一筆ごとの高はここで確定しました。細かな変化はありますが、越前では、原則として江戸時代の終わりまでこの太閤検地の高が使われました。若狭国については、天正16年(1588)年に検地がなされ、この高がそのまま幕末まで使われました。

もう1つの太閤検地の特徴は、太閤検地の場合についてのみ言えることですが、一国、越前一国を豊臣政権の手で検地した点です。越前国内に領知を持っていたそれぞれの大名が、自らの領知の高を提出して越前一国の高が決まったのではなく、秀吉の命じた検地奉行によってその高が決定されたということが大きな特徴です。これは江戸時代になっても同じかということ、そうではありません。江戸時代に入って、慶長7年(1602)年に近江国で一国検地が行われます。この時には太閤検地と同じ原則で、徳川政権の手で近江一国を対象とした検地がなされています。しかしそれ以降、幕府が検地を行う場合、検地は、原則として幕府・將軍が手を出せるところ、幕府領に限られました。幕府は、私領を含めた検地をしようとしなかったのか、それともできなかったのか、評価は分かれるところですが、事実としては私領がその対象となることはありませんでした。

としますと、例えば1000石ある村のうち200石が幕府領で、800石が福井藩領だとしますと、そこに

幕府の検地が入る場合、幕府領の200石の分だけが検地の対象となります。幕府の所領である田畑と認定されるところだけが検地をされ、それ以外は検地されないこととなります。ところで、検地棹は、慶長3年の時には1間が6尺3寸棹であるのに対し、江戸幕府が検地にもちいた検地棹は6尺棹でした。そうすると同じ1反でも同じ村のなかで実面積に違いが起こります。この地域ではそれほど大きな問題にはなっていませんが、畿内の和泉や河内、摂津といったところではそれがたいへん大きな問題(近代になっても引きずっていく問題)でありまして、実測すると6尺3寸棹のままのところは実際にはたくさんの面積があって、6尺棹ではかられたところは小さい。こういう矛盾が起こっています。

この検地の話から何を言いたいのかと申しますと、江戸幕府というのはたいへん強力な中央政権であるということは確かなのですが、一方で、検地によって土地を把握する時には大名の権力、個々の領主の権限を侵す形でその土地把握はできなかったということ、この点を確認しておきたかったからです。この点をふまえて考えてみますと、大名が自分の領知の村々の高・村名をまず書き上げ、それに基づいて領知目録が作成されるという領知朱印状・領知目録発給の手続きは、幕府が大名の領有権を承認するということを意味します。よく鉢植え大名というふうにいわれますが、江戸時代の大名は幕府の意向・将軍の意向によってあっち行きこっち行きするのだといわれるのですが、そういった性格を一方で持つと同時に、大名がその土地を支配するという権限はたいへん強いものがあったということも、また確かなことです。こうした原則のもとに、幕府は全国を把握していたわけです。したがって、幕府の全国掌握というのは、一方的に強力なものであるとばかりはいえないのです。

3. 将軍代替わり以外に発給された領知朱印状

次に3番目のところに入ります。今まで私は、江戸時代の将軍が大名に出す領知朱印状あるいは領



スライド9 享保12年(1727)酒井忠音宛の徳川吉宗領知朱印状
(「酒井家文庫」小浜市立図書館所蔵)

知判物が将軍の代替わりに伴って出されるものだというように申ししてきましたが、実はそうでないものが若干あります。では、それらはいったいそれはどういう性格のものなのかを少し考えてみたいと思います。例えば小浜藩、先程からの小浜藩酒井氏の場合ですと、将軍からもらった領知判物がすべて写ではありますが残されています。そのうち大半は代替わりにおける朱印改めの際に発給されたものですが、2通だけ、そのうち1通は5代将軍綱吉の時、他の1

通は8代将軍吉宗の時、朱印改めでない時期に領知朱印状として出されています。これはどういうことなのかということを考えてみるのが、以下の話です。

これも虫が食ったり紙が薄かったりしてあまり状態のいいものではありませんが、享保12年(1727)

正月21日に吉宗が酒井讃岐守、小浜藩主酒井忠音に宛てて出した領知朱印状の写です。まず、最初に特徴的なことを申しますと、先程から10万石以上の大名については領知判物、将軍の花押を据えられた文書が出るのだというふうに申してきましたが、この領知宛行状は「御朱印」と書いてありますように、朱印状です。私が言ってきた原則とは違っているわけですが、その理由は別の史料で確認されます。元禄年間の綱吉の時代に、朱印改めの時以外に領知宛行状を出す時はすべて朱印状を使用するという、10万石であろうと30万石であろうとすべて朱印状で出すという原則がつくられた結果です。この点が1つの特徴です。

では、この享保12年になぜ領知朱印状が出されたのかということを検討したいと思います。その場合、あまり個別的な事例だけを見ていくと、全体像を見失うことがありますので、江戸時代全体に領知判物・領知朱印状あるいは領知目録がどれくらい出されたのかをみておこうと思います。そのために『華族判物領知目録』という史料によって作成したのが表3です。

この表は江戸時代に出されたすべての領知判物をカバーしているわけではありません。だいたい江戸時代の後半期には大名家は270家から300家を数えます。『華族判物領知目録』という史料にはだいたい225家の名前が書かれています。この『華族判物領知目録』というのはどういう史料かと申しますと、明治政府の内務省が旧来の大名達に自分の持っている領知判物・領知朱印状あるいは領知目録を提出するよう命じ、その提出されたものを目録化して書き留めた帳面です。すべての大名がこれに応じたのかというと、そうではありません。先程ありましたように、津軽家なんかはずっと提出しなのまま現在までというか、つい近年までそれを保持していました。そういう大名がかなりおりまして、明治政府のいうことをすべての大名が聞いたわけではありませんが、多くの大名が自分の持っているものを明治政府に提出しています。福井藩も小浜藩も領知朱印状あるいは領知判物の原本が残っていない原因は、恐らく内務省が領知判物を提出させ取り上げたからだだと思います。明治政府に提出されたものが残っていれば問題ないのですが、これが関東大震災の時に燃えてしまい、現在は伝わっていません。

表2 『華族判物領知目録』所収の福井県関係大名

	藩名	華族名	宛行状	目録
8	福井	松平茂昭	寛永11・貞享1・正徳2・享保2・享保9・延享3・宝暦11・天明8・天保10・安政2・安政7	正徳2・享保2・享保9・延享3・宝暦11・天明8・天保10・安政2・万延1
38	丸岡	有馬道純	寛永11・寛文4・貞享1・元禄8・正徳2・享保2・延享3・宝暦11・天明8・天保10・安政2・万延1	郷村高附写、延岡領丸岡領糸魚川領
59	勝山	小笠原長育	寛永6・寛文4・貞享1・宝永5・正徳2・享保2・延享3・宝暦11・天明8・天保10・安政2・安政7	
61	小浜	酒井忠道	寛永2・寛永2・寛文4・貞享1・元禄12・正徳2・享保2・享保12・延享3・宝暦11・天明8・天保10・安政2・安政7	寛文4・貞享1・元禄12・正徳2・享保2・享保12・延享3・宝暦11・天明8・天保10・安政2・安政7
64	勝山後加知山ト改ム	酒井忠美	貞享1・正徳2・享保2・延享3・宝暦11・天明8・天保10・安政2・安政7	延享3・宝暦11・安政2
65	敦賀	酒井忠篤	寛文4・貞享1・正徳2・享保2・延享3・宝暦11・天明8・天保10・安政2・安政7	天保10
116	大野	土井利恒	安政2	天保10
146	西鯖江		ナシ	

それは横に置きまして、表2『華族判物領知目録』所収の福井県関係大名」を見て下さい。一番左に書いてある8とか38というのは『華族判物領知目録』に書かれている各家に先頭から順番に私がふった番号です。福井についてみますと、藩名は福井、華族名は松平茂昭、そして、宛行状は寛永11年のもの、貞享元年(1684)のもの、正徳2年(1712)のもの、享保2年(1717)のもの。これらはすべて朱印改め時のものです。その次にある享保9年、これは朱印改めの時でないものです。明治初年には、こういう形で宛行状が残っていたことがわかります。また領知目録についても正徳2年から万延元年(1860)のものが残っていたことがわかります。この表からみると、現在、松平文庫、あるいは酒井家文庫、あるいは他の大名家に残されていないものがこの中には何点かありますが、その意味でもこの史料はなかなか貴重な史料とっていいと思います。ここには福井県の事例ということであげました。

『華族判物領知目録』から作成した表3は、代替わりにもなう領知宛行状の数を示したものです。たとえば4代将軍家綱のものが111点あることを示します。各歴代の将軍ごとにどれだけあるかをそこには示してありますが、合計で1281点あります。『華族判物領知目録』に載せられた総数は1556点です。そのうち1447点が寛文4年以降に出されていますので、朱印改めの時に出されたのはそのうち1281点であり、その差の166点が朱印改め以外に出されたものということになります。そうしますと、この166点、全体から言うと1割ほどですから、決して多い数ではありませんが、これらは、いったいいつどのような契機で出されたのかということを検討する必要があります。

表5 寛文9年の受給者

大名名	関連記事
◎松平直矩	寛文7年6月19日越後村上より播磨姫路へ転封
酒井忠挙	寛文8年12月27日下総・武蔵等で2万石拝領
松平忠弘	寛文8年8月3日山形より下野宇都宮15万石へ転封
永井尚征	寛文9年2月15日山城淀より丹後宮津へ転封
石川憲之	寛文9年2月25日伊賀亀山より山城淀6万石へ転封
◎堀田正俊	寛文7年6月8日7000石加増を得て上野安中
柳生宗冬	寛文8年12月25日大和にて1700石加増、1万石
◎板倉重常	寛文9年2月25日関宿より伊勢亀山5万石へ転封
◎松平忠房	寛文9年6月8日福知山より島原へ加封65900石
◎久世広之	寛文9年6月25日下総関宿城5万石を拝領
◎土屋数直	寛文9年6月25日土浦城45000石を拝領
◎山口弘隆	寛文4年10月領知替えを経て寛文9年常陸牛久を居所とす
◎朽木植昌	寛文9年6月8日土浦より福知山32000石へ転封
奥平昌能	寛文8年8月3日宇都宮より山形9万石に減封
那須資弥	寛文4年12月8日加増5000石、12000石となる

注 ◎は『華族判物領知目録』に見えるもの。

表3 代替わりにもなう領知宛行状

将軍	発給年	点数
4代 家綱	寛文4(1664)	111
5代 綱吉	貞享1(1684)	121
6代 家宣	正徳2(1712)	136
8代 吉宗	享保2(1717)	133
9代 家重	延享3(1746)	133
10代 家治	宝暦11(1761)	132
11代 家斉	天明8(1788)	136
12代 家慶	天保10(1839)	129
13代 家定	安政2(1855)	132
14代 家茂	安政7(1860)	118
合計		1281

注 特殊な地位にある松前氏は除く。

表4 代替わり以外に発給された領知朱印状

将軍	点数	発給年
家綱	8	寛文9
綱吉	81	元禄7年以降宝永5年までほぼ連年
吉宗	34	享保5・9・12・16・19・元文2
家重	32	延享5・寛延4・宝暦8・10
家治	11	明和2・4・7
合計	166	

表6 印知以外の綱吉領知宛行状

年	点数
元禄7年	8
8年	3
10年	7
11年	1
12年	21
13年	5
14年	5
15年	3
16年	3
宝永1年	3
2年	12
3年	7
4年	1
5年	2
合計	81

その次は表4です。この表には、「代替わり以外に発給された領知朱印状」を将軍ごとにあげてみました。そうしますと、家綱の時に8点、綱吉の時に81点、吉宗の時に34点、家重の時に32点、家治の時に11点ということになります。さらに、出されたおもな年を見ていきますと、家綱については寛文9年(1669)のみで、この年だけで他の年のものはありません。綱吉については、元禄7年(1694)からほぼ連年出されている。その様子は表6の「印知以外の綱吉領知宛行状」に示しておきました。この表によると、元禄7年・8年・10年・11年・12年・13年とあり、元禄9年を除き、元禄7年以降宝永5年(1708)(綱吉は宝永6年に亡くなりますが、亡くなる前年)まで、連年領知朱印状が出されていたことがわかります。それでは、すべての将軍がそういうことをしていたのかというと、この表4からわかりますように、どうもそうでもない。家綱は1回、綱吉は連年、吉宗は4～5年に1回出しているというように、それぞれの将軍によって個性のある出し方をしているということがわかります。

もう1つの特徴はいずれも印知の年以前に出されたものは1例もないということです。将軍がその代替わりにあたって領知判物・領知朱印状を出した、それ以降に初めてこうした領知朱印状の発給がみられるところにもう1つの特徴があります。

では、どのような時に発給されたのかということ、小浜藩酒井氏の例でみていきたいと思います。残念ながら領知朱印状の文面からはその理由を窺うことはほとんどできません。どこにも理由を書いていないのです。そこでこの時に領知朱印状とともに出された領知目録を見ますと、最後のところに、次のようにあります。「右、享保六年領知村替依有之、郡村之帳面相改及上聞、今度所被成下御朱印也、仍執達如件」と理由が書いてあります。すなわち、享保6年(1721)に領知の村替えがあったからこれを出すのだということです。事が起こってすぐ出さないというのも、本当は奇妙なのですが、享保6年に起こったことを享保12年に確認しているのです。この村替えというのは何かといえますと、鯖江藩が享保6年に成立します。鯖江の地はもともと小浜藩領でありましたが、その村に陣屋を造るというので、その村を鯖江藩に譲るということになります。そこで村替えがなされるわけですが、その結果としてこの領知朱印状および領知目録が出されました。要するに所領の変化にともなってこれが出されたこととなります。こう言いますと、166通しかないわけですから、所領の変化がたった166回しかなかったのかという疑問が出ますが、実際は、転封あるいは加増・減知というものを数えてみますと、江戸時代には数百以上のそうした事例があります。この事実は、領知が替わったり、転封をしたりという時に必ず領知朱印状あるいは領知目録が出されるのではないということを示しているわけです。

このようにみえてくると、江戸時代の領知朱印状・領知目録というものはたいへん整備されたもののように考えられて来ましたが、実際には、加増や転封などが起これば必ず領知朱印状や領知目録が出されるといった対応関係が十分に成立していないことがわかります。しかも、どうやら将軍の性格によっていろいろある。特に綱吉は81回とその数が多いのですが、この時期は、大名達に1万石を加増すると、大抵は朱印状が出されています。そのことからすれば、将軍の権力を誇示するために綱

吉はそれをしえたのだということになり、他の将軍はできなかったということにもなります。これは江戸時代が人と人との関係を軸にして成立する社会であったということの意味します。領域把握、日本国全体を把握する場合においても、将軍と大名、大名と家臣という、こういう形での人の縦の関係をもって形成されていたというか、作り上げられていたということがたいへん大きな特徴だと思います。

おわりに

最後になりますが、初めに申しました国絵図・郷帳といった世界と、これまで述べてきた将軍・大名・家臣という形での、人をもつての領知・領域把握とがありました。では、江戸時代が解体する時期に何が解体されたかをみると、前者の国絵図とか郷帳といった世界は、政治的大変革の時にはそれほど大きな問題にはなっていません。それに対し、版籍奉還がなされる。版籍というのはまさに領知のことですから、これを返上するという形で政治変革が近世と近代を画する時期になされ、その結果として、廃藩置県・地租改正など新たな原理で日本全土を把握することがなされます。こう考えますと、最初に江戸幕府あるいは将軍が2つの方法で日本という領域を把握しようとしたと申しましたが、社会体制の根幹を考える時には、領知を介しての将軍と大名、あるいは大名と家臣の関係が、江戸時代の社会の根幹をなしていたのだといえるのではないのでしょうか。（拍手）